

事業所での飲酒運転根絶対策

- 会社の自動車を運行する前後には、アルコール検知器をはじめ、飲酒運転の防止に資する機器等を活用し、運転者が酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- 従業員に対して飲酒運転根絶に関する教育や指導を積極的に行いましょう。
- 自家用車による通勤者に対して、出社退社時に酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- 会社での飲み会では、お互いの交通手段やハンドルキーパーを確認しましょう。

社員教育について

【交通安全推進員派遣制度、交通安全ライブラリーのご案内】

●千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、社員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。
対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。
(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

●交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。
ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部

くらし安全推進課 交通安全対策室

TEL.043-223-2263

県警ホームページでは、
飲酒運転受刑者の手記を公開しています。
社内教育等に御活用ください。



千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

【すべての事業者の役割など】

- 車を運転する際の運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し飲酒運転根絶に関する教育、指導などに努める。
- 従業員が通勤中に違反した場合
 - 県から従業員の事業者に違反した事実を通知。
 - 事業者は、アルコールチェックや教育、指導などを行わなければならない。

運転者だけでなく
飲酒運転を助長する周辺者も
重く罰せられます。

	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
車両提供者	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供者 または同乗者	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転は運転者だけでなく
家族そして周りの方まで不幸にします。
県民総ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

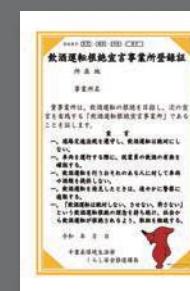
飲酒運転根絶宣言事業所(店)
に登録しませんか?



県では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」と飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。

登録後、県が登録証、啓発物資をお送りする他、同意が得られた場合は事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県ホームページに掲載します。

詳しくはこれら▶▶▶▶▶▶



飲酒運転 しない、させない、許さない
飲酒運転根絶宣言事業所

絶対しない 飲
酒
運
転
は

させない

許さない



飲酒運転を根絶
するためのマニュアル

For

事業所

飲食店

千葉県・千葉県警察・
千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

飲食店での 飲酒運転根絶対策

事前に準備すること

- お客様の見やすい場所に飲酒運転根絶のポスター等を掲示しましょう。
- ポスターなどが目に入ることでお客様の理解を求めやすくなります。
- 運転者にはお酒を提供しないことを表示しましょう。



接客時の確認事項

お酒の提供を求めるお客様には

- お客様の交通手段を確認しましょう。
- 自動車等利用のお客様には、飲酒運転をしないための手段を確認しましょう。

(1人なら)
帰りは代行などを
ご利用ですか？

お車で
ご来店ですか？

帰りはどうなたが
運転されますか？

※家族の迎えやハンドルキーパーがいる方、代行運転の利用を申し立てる方がいる場合以外は、
お酒の提供はNGです。

- 飲酒運転の防止手段が不明の場合は酒類を提供しないことを伝えましょう。



●●● 確認後の対応 ●●●

お客様が確認に応じてくれない場合 …

- ① 運転代行を利用する。
- ② ご家族等に迎えに来ていただく。
- ③ グループの場合はハンドルキーパーを決めていただく。

以上のお約束がない限りは

「お酒の提供はできません。」と伝え、理解を求めてください。

※法令や条例により酒類を提供した飲食店にも責任が生じることなどを説明して理解を求めてください。



飲酒したお客様が運転して帰ろうとする場合 …



退店時、お客様が飲酒したにもかかわらず、運転して帰ろうとする場合は、運転代行の紹介等に努め、説得を続けてください。

説得に応じず、運転して帰ろうとするときは、車種、ナンバー等を控え、迷わず 110 番通報してください。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

【飲食店営業者の役割など】

- ポスターなどの飲酒運転根絶に関する啓発文書の掲示に努める。
- 利用客の交通手段の確認に努め、利用客が飲酒運転をする恐れがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を見発した場合は警察へ通報するよう努める。
- 酒類を提供した利用客が違反した場合
 - ▶ 県から飲食店に違反した事実を通知。
 - ▶ 飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などを行わなければならない。
 - ▶ 1年以内に再度通知を受けた場合、県は飲酒運転防止措置に関する指示をする。
 - ▶ 指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命令する。
 - ▶ 指示書を掲示しないときは5万円以下の過料

